



山口県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称

認可年月日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第二百十一号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和三年山口県告示第四十七号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ヘリコプター救助用ホイス装置」を「ヘリコプター救助用ホイス装置 ネットワークパソコン」に、「土木事業管理システム用機器」を「土木事業管理システム用機器 ファイバーレーザー加工機 マシニングセンター FAシステム実習装置 発電実習装置 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレーター」に改める。



(一五六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和三年六月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称

理事の別 氏名 住所

田布施土地改良区

理事の別 氏名

○熊毛郡田布施町大字下田布施三三九

二 退任した役員

土地改良区の名称

理事の別 氏名 住所

田布施土地改良区

理事の別 氏名

山本 勲 熊毛郡田布施町大字宿井一七二八

〃 〃 〃 〃 〃 一九一の二